

第61回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第61回河川保全利用委員会(R5.3.7)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第61回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
1)第60回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第60回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
2)審議対象公園の許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	◆ 委員会意見の部分においては、指摘に沿って文章の修正を指示訂正して報告すること。	
3)河川敷占用許可申請・審査の手引き改正に係る審議	●(1)改正案試行実施に関する意見照会結果について 河川管理者から「資料-4」により説明を受けた。 ●(2)提案内容(改正案)に係る説明 河川管理者から「資料-5」、「参考資料-1」の説明を受けて意見の提案・助言を行った。	◆ 手引き改正に係る審議を行う。 ○「前文」「基本理念」「基本方針」「利用形態例」の文面について、個々の文面について審議の結果、修正案を取りまとめたが、文章の細部については、河川管理者、事務局で検討の上、委員長、副委員長に諮って決定することで了承。	
5. 委員会の今後のスケジュール	●「参考資料-2 審議対象となる野洲川占用施設一覧」、「参考資料-3」により説明を受けた。	—	
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
7. その他	なし	—	

平成31年 3月18日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敏之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成30年9月19日付け国近整琵琶占調第23号にて意見照会
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

野洲川改修記念公園は、旧野洲川南流における縮切箇所への堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帯上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前々回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。加えてゲートボール場を多目的広場へ変更することが検討されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないこと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

前回意見書（平成26年2月5日付け）で要望した事項について、当委員会へ報告された検討内容に沿って、次のとおり実施に向けて引き続き検討されることを要望する。

- ① ゲートボール場を多目的広場へと変更する検討にあたっては、縁石ブロックの撤去を考慮すること。また、当該整備予定の多目的広場を利用し、駐車場の利便性の向上を図ること。
- ② 野洲川地域安全協議会での取組方針等に基づいた検討を進め、環境・防災教育の活動等にも活用すること。

2. 検討の経緯

平成30年	9月19日	諮問文書の受理
平成31年	1月29日	第54回委員会 ・施設の現地調査 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による更新申請に係る審議
平成31年	3月14日	第55回委員会 ・委員による更新申請に係る審議 ・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年	1月18日付け意見書
平成21年	3月31日付け意見書
平成26年	2月5日付け意見書

以上

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

適正な維持管理によって現状の環境が維持されている。また、当該施設が存在し、適正に維持管理されることで樹林化が抑制され、側帯の適正な維持に資するものとなっている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

自由使用を原則としており、誰もが当該施設を利用することができる。側帯に設置された施設であるが、野洲川の水害の歴史を紹介する場として、河川環境を有効に活かし、河川を身近に感じてもらえるよう活用されている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

施設の安全性について出水期前の安全点検や、定期的な監視・巡視など維持管理体制が構築されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

非常用土砂を備蓄している側帯に設置された公園であり、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮している。旧野洲川南流の締切箇所であり、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても、多くの人々に利用されており、地域の防災意識向上への配慮がなされている。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

整備は必要最小限であり、撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の環境への復元は容易である。

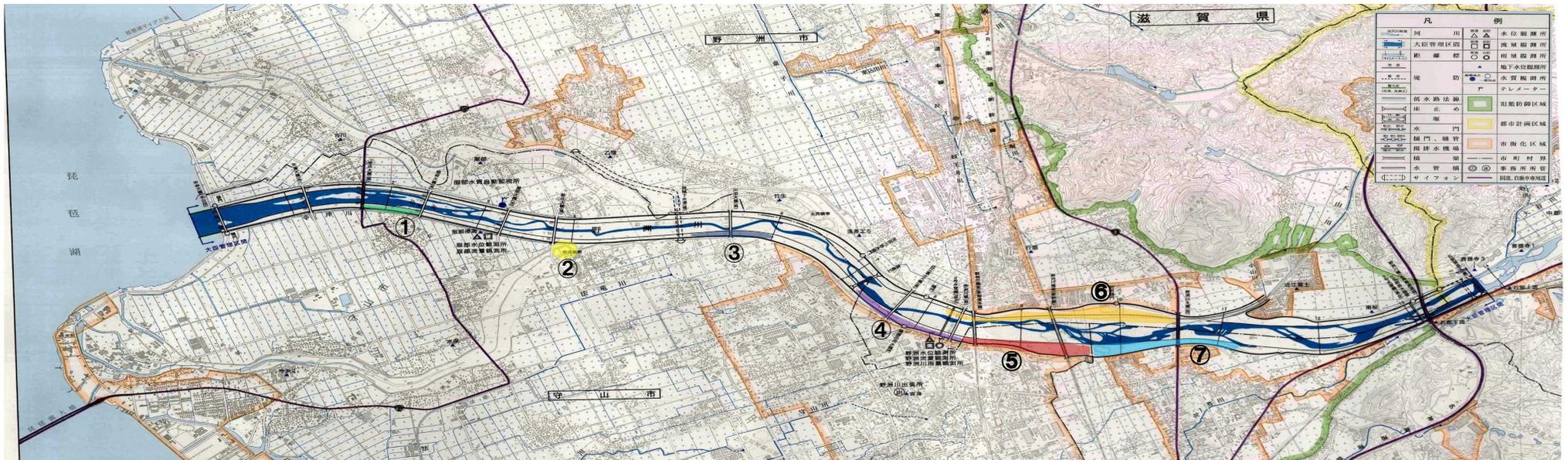
⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

関係者で合意を図る体制となっている。利用調整により秩序を維持しつつ、利用の増進を図ることにより、適正な利用に資している。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受取者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受取者	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和8年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



参考資料－2

今後のスケジュールについて(令和5年～6年度)

委員会回数	令和5年度		令和6年度			
	第62回					
開催時期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
野洲川改修記念公園 (守山市)	諮問 意見の提案・助言					
野洲川立入河川公園 (守山市)					諮問 意見の提案・助言	
野洲川河川公園 (野洲市)					諮問 意見の提案・助言	
野洲川運動公園 (栗東市)					諮問 意見の提案・助言	
野洲川防災ステーション計画						諮 問

* 場合によっては追加審議をおこないます。